

第5章 効果的实施に向けて

1 計画の推進体制

芦別市環境審議会において、本計画の総合的な進行管理を行います。

本計画の進行状況は、市民・事業者などへ公表するとともに、環境審議会に報告します。また、計画の見直し等については、環境審議会に諮問します。

(1) 芦別市環境審議会

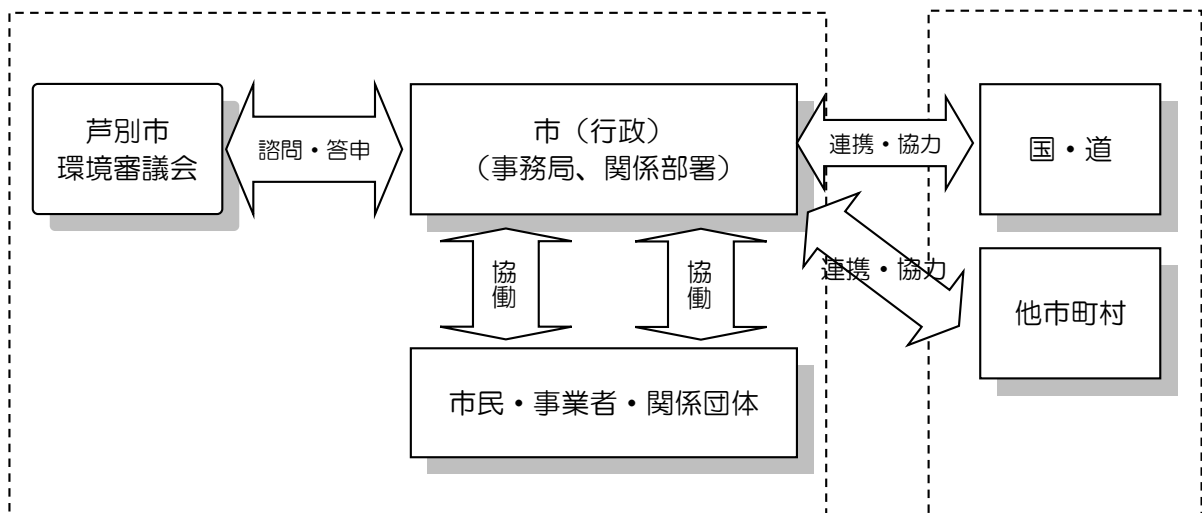
芦別市環境基本条例第30条に基づき、芦別市の環境の保全等に関する基本的な事項について調査審議するほか、環境の保全等に関し、市長に意見を述べることができる組織で、計画の進行状況等に関する報告を受けて、これに対して意見を述べます。

(2) 市民及び事業者や他の行政機関との連携・協力

本計画において示した施策には、広域的な取組を必要とするものも考えられます。

例えば、本市を貫流する空知川は、国の管理河川であると同時に、その流域は近隣の市町にも至っており、良好な水環境を保全するには、関係機関との一体的な取組が必要になってきます。

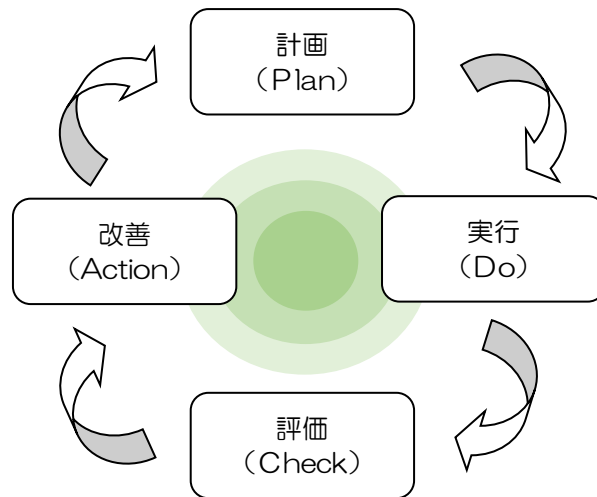
このことから、国や北海道、さらには近隣自治体などとの協力・連携を図り、広域的な取組の推進に努めていきます。



## 2 計画の進行管理

本計画で定める本市が目指す環境像の実現のためには、施策の着実な実施、各主体の取組状況など、進ちよく状況を把握することが必要です。

このことから、「計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）」のサイクルにより、毎年度、見直しを図りながら、計画の適切な進行を図ります。



### (1) 進行管理体制

進行管理は、市の環境に関する施策を担当する部署を主体として、施策の実施、基本目標の達成など、進ちよく状況の点検、確認を行います。

### (2) 進ちよく状況の公表

この計画における施策の進ちよく状況などは、市の広報紙や公式ホームページなどを通して公表します。

### (3) 計画の見直し

本計画は、第1章に記載のとおり、計画の期間を10年間とし、令和11年度を目標期間としていますが、今後の環境や社会情勢の変化、科学技術の進歩、さらには市民意識の変化に対応するため、見直しの必要性が生じた場合には、適宜見直しを行います。

また、見直しの際には、総合計画や環境に関する各種個別計画との調整を図るとともに、芦別市環境審議会、市民各層の意見を踏まえ、新たな施策などを検討します。